

答 申 情 第 9 2 号

平成 3 0 年 8 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 2 6 日付け文共共第 4 9 号, 第 5 0 号及び第 5 1 号をもって諮問のありました下記のことについて, 別紙のとおり答申します。

記

- (1) 特定の障害を有する児童の母親に係るDV相談記録票の不存在による非公開決定事案 (諮問情第 1 3 2 号)
- (2) 特定の障害を有する母親に係るDV相談記録票の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 3 3 号)
- (3) 特定の障害を有する児童の母親に係るDV相談記録票の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 3 4 号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分及び各公文書非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「DV虐待に関する文書一式（F2, 3, 4, 7, 8, 9の診断、手帳を保有する母親のもの各1人分）（F2, 3, 4, 7, 8, 9の診断、手帳を保有する児童のもの各1人分）」（以下「本件請求」という。）の公開を請求した。

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として「相談記録票（F2, 3, 4, 7, 8, 9の診断、手帳を保有する母親のもの各1人 計6件）」（以下「本件公文書1」という。）及び「相談記録票（F7, 8の診断、手帳を保有する児童のもの各1人 計2件）」（以下「本件公文書2」という。）また、「本件公文書1」と「本件公文書2」をまとめて「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）また、本件公文書1に係る処分を「本件処分1」、本件公文書2に係る処分を「本件処分2」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

相談記録票については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため

(3) また諮問庁は、本件請求のうち、「DV虐待に関する文書一式（F2, 3, 4, 9の診断、手帳を保有する児童のもの各1人分）」に係る文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分3」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

DV虐待に関する文書のうち、（ICD-10コードの）F2, 3, 4, 9の診断、手帳を保有する児童のものについては、対象文書が確認できなかったため

(4) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 諮問庁の主張

公文書非公開決定通知書，不存在による非公開決定通知書，弁明書及び審査会での職員の説明によると，諮問庁の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) ICD-10コードについて

「F2」等の区分は，ICD-10という疾病及び関連保健問題の国際統計分類におけるコードの区分のことで，Fコードは，「精神及び行動の障害」の区分であり，具体的には，以下のような分類である。

F2：統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害

F3：気分（感情）障害

F4：神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害

F7：知的障害（精神遅滞）

F8：心理的発達障害

F9：小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

#### (2) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は，本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員（以下「公文書公開請求の担当職員」という。）が審査請求人から確認した内容を踏まえると，前述したICD-10コードのうち，F2，3，4，7，8，9に係る障害の診断又は対応する手帳の交付を受けているDV被害者である母親が，実施機関が所管する京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）で行った相談の記録（以下「相談記録票」という。）及び，F2，3，4，7，8，9に係る障害の診断又は対応する手帳の交付を受けている子を持つDV被害者が，DVセンターで行った相談記録票であると認められる。

相談記録票は，相談者が身体の安全を図る，DV被害の影響から回復する，自立した生活を送るために必要な情報の提供や支援を行うためにDVセンターが作成するものであり，DVの内容，相談者の住所，氏名，現病歴のほか，親や子の有無やその氏名，住所など家族に関する情報などが記載されている。

#### (3) 本件処分について

ア 本件処分1について

(ア) 本件公文書1について

本件公文書1は、ICD-10コードのうち、F2, 3, 4, 7, 8及び9に係る障害の診断又は対応する手帳の交付を受けているDV被害者である母親が、当庁が所管するDVセンターで行った相談の記録である。

(イ) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書1には、4(2)のとおり、DVの内容、相談者の住所、氏名、現病歴のほか、親や子の有無やその氏名、住所など家族に関する情報などといった極めて私的な事項が記載されており、公開されることにより相談者及びその家族等といった個人が識別されるとともに、これらの情報は、客観的に見て通常他人に知られたいくないものであると認められる。

以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。

イ 本件処分2について

(ア) 本件公文書2について

本件公文書2は、公文書公開請求の担当職員が審査請求人から確認した内容を踏まえると、ICD-10コードのうち、F7及び8に係る障害の判断又は対応する手帳の交付を受けている子を持つDV被害者が、当庁が所管するDVセンターで行った相談の記録であると認められる。

(イ) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書2には、4(2)のとおり、DVの内容、相談者の住所、氏名、現病歴のほか、親や子の有無やその氏名、住所など家族に関する情報などといった極めて私的な事項が記載されており、公開されることにより相談者及びその家族等といった個人が識別されるとともに、これらの情報は、客観的に見て通常他人に知られたいくないものであると認められる。

以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。

ウ 本件処分3について

(ア) DV虐待に関する文書のうち、(ICD-10コードの)F2, 3, 4, 9の診断、手帳を保有する児童のものについては、対象文書が確認できなかった。

(イ) 相談記録票には、前述のとおりDVの内容、相談者本人に係るもののほか家族に関する情報などについても記載されるが、家族の情報は、相談者の避難先や相談者

とともに保護する対象の有無など、被害者支援に必要な最小限の情報を聴取するものであり、障害の有無やその名称については、相談者が話した場合にのみ記録される。

DVセンターにおいては、相談者本人のものも含め診断書や障害者手帳の提示等を求めることはなく、本件請求により文書を探索するに当たっては、相談者がF 2, 3, 4, 9に該当する障害が子にあると話した相談記録を対象として探索したが確認できなかったため、不存在による非公開決定処分を行ったものである。

エ 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分1及び本件処分2について  
条例第7条第1号に該当しない。
- (2) 本件処分3について  
開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について  
ア 審査請求人は、公文書公開請求書において「DV虐待に関する文書一式（F 2, 3, 4, 7, 8, 9の診断、手帳を保有する母親のもの各1人分）（F 2, 3, 4, 7, 8, 9の診断、手帳を保有する児童のもの各1人分）」と記載している。  
  
イ この点について、公文書公開請求の担当職員が本件請求時に審査請求人から確認したところでは、ICD-10コードのF 2, 3, 4, 7, 8, 9それぞれの障害の診断又は対応する手帳の交付を受けたDV被害者である母親のケース記録（直近1名ずつ計6名分）、及びICD-10コードのF 2, 3, 4, 7, 8, 9それぞれの障害の診断又は対応する手帳の交付を受けた子どもを有するDV被害者のケース記録（直近1名ずつ計6名分）の公開について、DV虐待に関する事務を所管する課に対して求めるとのことであった。

ウ 京都市では、文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課（以下「男女共同参画推進課」という。）が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関することなどを所掌しており、当該課が所管するDVセンターが、DV対策の中核的施設として、相談、情報提供、保護命令申立てに関する支援、その他自立に向けた継続的な支援を行っている。

エ これらのことから、審査請求人が求めている文書は、男女共同参画推進課が所管するDVセンターにおいて作成された、ICD-10コードのF2、3、4、7、8、9それぞれの障害の診断又は対応する手帳の交付を受けたDV被害者である母親に係る相談記録票、及びICD-10コードのF2、3、4、7、8、9それぞれの障害の診断又は対応する手帳の交付を受けた子どもを有するDV被害者の相談記録票であることが認められる。

(2) 本件処分1について

ア 本件公文書1について

(ア) 本件公文書1は、DVセンターがDV被害者の自立に向けた支援を行うために作成している相談記録票であり、DV被害者である母親がICD-10コードのF2、3、4、7、8、9それぞれの障害を有していることが記載された6件の文書である。

(イ) 相談記録票には、DVの内容、相談者の住所、氏名、現病歴のほか、親や子の有無やその氏名、住所など家族に関する情報などに加え、詳細な相談支援経過記録が記されている。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 諮問庁は、本件公文書1について、DVの内容、相談者の住所、氏名、現病歴のほか、親や子の有無やその氏名、住所など家族に関する情報などといった極めて私的な事項が記載されており、公開されることにより相談者及びその家族等といった個人が識別されるとともに、これらの情報は、客観的に見て通常他人に知られたくないものであると認められるため、条例第7条第1号に該当すると主張し、審査請求人は条例第7条第1号に該当しないと主張するので、この点について検討する。

(イ) 条例第7条第1号に規定しているプライバシー情報とは、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」とされている。「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないと認められる

ものであるか否かで判断されるべきである。

(ウ) 当審査会が本件公文書1を見分したところ、相談者の氏名、生年月日、住所といった特定の個人が識別される情報のほか、配偶者暴力の具体的な内容、現病歴、家族に関する情報、さらには相談及び支援の内容の経過等が詳細に記載されていることが認められた。これらの情報は、一見して極めて私的な情報であり、加害者、相談者の近親者、又は近隣住民等が、それぞれの持つ情報と照合すれば、相談者個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないものであることに疑いはない。

(エ) また、配偶者からの暴力の防止等に関する業務においては、相談窓口での情報管理の徹底はもとより、住所をはじめとした被害者の情報について、加害者に知られないよう細心の注意を払うことが不可欠であるという性質を有するものである。

(オ) 以上から、DV虐待に関する相談記録票は、通常他人に知られたくない度合いが極めて強いセンシティブな情報であって、特に秘匿性の高い情報を有する文書であるといえる。よって、その一部でも公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大であると認められるため、全体を一つの個人の機微に関する情報として、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

### (3) 本件処分2について

#### ア 本件公文書2について

(ア) 本件公文書2は、DVセンターがDV被害者の自立に向けた支援を行うために作成している相談記録票であり、DV被害者である母親の子どもがICD-10コードのF7及び8それぞれの障害を有していることが記載された2件の文書である。

(イ) 相談記録票には、DVの内容、相談者の住所、氏名、現病歴のほか、親や子の有無やその氏名、住所など家族に関する情報などに加え、詳細な相談支援経過記録が記されている。

#### イ 条例第7条第1号該当性について

本件公文書2は、本件公文書1と同様にDV虐待に関する相談記録票であることに鑑みれば、6(2)ア(i)で述べたように、全体を一つの個人の機微に関する情報であって、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(4) 本件処分3について

ア 諮問庁は、本件請求のうち、ICD-10コードのF2, 3, 4, 9それぞれの障害のある子どもを有する母親の相談記録票は保有していないとし、不存在による非公開決定処分を行った。

イ そこで、当審査会は文書の探索方法について諮問庁に確認したところ、相談記録票は電磁的記録として保有していることから、F2, 3, 4, 7, 8, 9それぞれに該当する障害名を検索キーワードとして、DVセンターの運営が開始された平成23年度から本件請求時点までの相談記録票を検索したとのことであった。

ウ また、諮問庁の説明によると、相談者本人又はその子どもの障害の有無や名称について、確認は必須ではなく、相談者が話した場合にのみ記録しているとのことであった。加えて、「子どもの方の記録が文書特定できなかったのは、母親から任意に聴取することから、子どもの障害等を話の俎上に載せる機会が少ないことが理由として挙げられる。」との説明があった。

エ 以上から、諮問庁は合理的な方法により文書特定に努めたうえで文書の存在を確認できなかったこと、また、DV被害者である母親から入手する情報について、当事者とその子どもに関する情報量が異なることは当然であって、相談員が聞き取る中で子どもの障害について必ずしも話題に上がらないことは容易に推察されることから、諮問庁が本件処分3を行ったことについて特に不合理な点は認められない。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問情第132号	平成29年7月26日
	諮問情第133号	
	諮問情第134号	
諮問庁からの 弁明書の 提出	諮問情第132号	平成29年9月 5日
	諮問情第133号	
	諮問情第134号	
諮問庁の職 員の口頭理 由説明	諮問情第132号	平成30年7月31日 (平成30年度第4回会議)
	諮問情第133号	
	諮問情第134号	
審議	諮問情第132号	平成30年8月30日 (平成30年度第5回会議)
	諮問情第133号	
	諮問情第134号	

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会 (部会長 曾我部 真裕)